

## 第2章 白馬村の障がい者を取り巻く現状

### 1 人口の推移

本村の人口は、平成29年4月1日現在9,028人で平成25年から増減を繰り返しており、平成29年度においては過去5年間で最も少なくなっています。

また、年齢三区分別の人口割合をみると、高齢者人口は顕著な増加傾向で、平成29年4月1日現在の高齢化率は29.4%となっています。

その一方、年少人口は減少傾向となっており、典型的な少子高齢化が見られます。

#### ◆年齢三区分別人口・割合の推移

	H25	H26	H27	H28	H29
年少人口	1,113人	1,072人	1,073人	1,051人	1,022人
(0~14歳)	12.2%	11.8%	11.8%	11.5%	11.3%
生産年齢人口	5,650人	5,562人	5,511人	5,480人	5,356人
(15~64歳)	62.1%	63.5%	60.4%	59.9%	59.3%
老年人口	2,331人	2,416人	2,536人	2,625人	2,650人
(65歳以上)	25.6%	26.7%	27.8%	28.7%	29.4%
総人口	9,094人	9,050人	9,120人	9,156人	9,028人

資料：住民課（各年4月1日）

住民基本台帳外国人登録者を含む（平成24年7月法改正により）

## 2 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成 28 年度末（平成 29 年 3 月 31 日現在）340 人で、過去 5 年間で一番多かった平成 25, 26 年と比較すると、転出等の理由により 10 人減少しています。

障がいの種類・等級別にみると、肢体不自由や内部障がいの割合は全体的に減少傾向ですが、視覚障がいは制度等の周知により、増加しています。

### ◆身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの種類別） 単位：人

	H24	H25	H26	H27	H28
視覚障がい	13	11	11	12	14
聴覚・平衡機能障がい	31	34	32	34	33
音声・言語・そしゃく機能障がい	7	4	5	5	4
肢体不自由	201	206	200	198	190
内部障がい	94	95	102	99	99
合 計	346	350	350	348	340

資料：健康福祉課（各年 3 月 31 日）

### ◆身体障害者手帳所持者数（障がいの種類・等級別） 単位：人

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	5	4	2	1	2	0	14
聴覚・平衡機能・ろうあ障がい	18歳未満	0	0	0	0		0	0
	18歳以上	0	9	5	7		12	33
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳未満			0	0			0
	18歳以上			2	2			4
肢体不自由	18歳未満	0	0	0	3	0	0	3
	18歳以上	13	30	47	63	26	8	187
内部障がい	18歳未満	1	0	1	0			2
	18歳以上	63	1	12	21			97
合 計	18歳未満	1	0	1	3	0	0	5
	18歳以上	81	44	68	94	28	20	335

資料：健康福祉課（平成 29 年 3 月 31 日）

### 3 療育手帳所持者（知的障がい者）の推移

療育手帳所持者の推移をみると、平成 28 年度末（平成 29 年 3 月 31 日現在）50 人で、平成 24 年から平成 27 年度までは減少していましたが、平成 28 年度では 4 人増加しています。

増加の要因としては、相談、検査等の療育支援体制が充実してきたことなどが考えられます。

年齢区分別でみると、18 歳以上の方が全体の 8 割弱を占めています。

#### ◆療育手帳所持者数の推移（障がい者の種類別）

単位：人

	H24	H25	H26	H27	H28
A 1（最重度）	27	24	21	20	19
A 2（重度）	1	1	1	1	2
B 1（中度）	8	8	10	9	10
B 2（軽度）	16	19	17	16	19
合計	52	52	49	46	50

資料：健康福祉課（各年 3 月 31 日）

#### ◆療育手帳所持者数（等級別）

単位：人

	H24	H25	H26	H27	H28
18歳未満	15	14	11	9	12
18歳以上	37	38	38	37	38
合計	52	52	49	46	50

資料：健康福祉課（各年 3 月 31 日）

#### 4 精神障害者保健福祉手帳所持者等の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、平成 28 年度末（平成 29 年 3 月 31 日現在）70 人で、平成 24 年度と比較して 23 人増加しています。

増加の要因としては、利用可能な障がい福祉サービスが増加したことや、手帳制度について周知が図られてきていることなどが考えられます。

なお、自立支援医療（精神通院）を受けている患者数は平成 28 年度では 124 人となっており、顕著な増加傾向が見られます。

増加の要因としては、生活不安などのストレスからのうつや認知症の増加などが考えられます。

##### ◆精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	H24	H25	H26	H27	H28
1 級	22	22	24	28	30
2 級	23	27	30	29	31
3 級	2	4	7	9	9
合 計	47	53	61	66	70

資料：健康福祉課（各年 3 月 31 日）

##### ◆自立支援医療（精神通院）患者数の推移

単位：人

	H24	H25	H26	H27	H28
自立支援医療（精神通院） 公費負担患者数	94	107	115	119	124

資料：健康福祉課（各年 3 月 31 日）

## 5 保育園・幼稚園・特別支援学級の状況

平成 29 年度現在で、保育園・幼稚園に通っている障がい児は 7 人です。また、特別支援学級が小中学校合わせて 7 学級あり、合計 27 人が在籍しています。

### ◆特別支援学級等の障がい児等の数 (平成29年5月1日)

H29			
保育園	障がい児数	7人	
幼稚園	障がい児数	0人	
特別支援学級	小学校	学校数	2校
		特別支援学級数	5学級
		在学者数	20人
	中学校	特別支援学級数	2学級
		在学者数	7人
安曇養護学校	在学者数	8人	

資料：教育委員会・健康福祉課

## 6 就業の状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって、平成 25 年 4 月 1 日から従業者が 50 人以上の民間企業では障がい者を 2%以上、同様に国又は地方公共団体では 2.3%以上障がい者を雇用することが義務付けられています。平成 30 年 4 月 1 日からは、法定雇用率が改正され、従業者が 45.5 人以上の民間企業では 2.2%以上、国又は地方公共団体では 2.5%以上障がい者を雇用することが義務付けられます。

全国的な障がい者の求職・就業状況をみると、平成 28 年度において、雇用障がい者数が増加している中で、実雇用率も増加傾向です。今後も関係機関と連携を図りながら、企業・雇用主に対して雇用率達成への理解と協力要請を引き続き行っていきます。

また、平成 30 年 4 月 1 日より施行の改正障害者総合支援法には就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う「就労定着支援サービス」が新設されます。

## ◆障がい者の雇用状況

(平成28年6月1日)

全国			
民間企業(法定雇用率2.0%)	雇用障害者数		474,374.0人
	実雇用率		1.92%
公的機関 (法定雇用率2.3%、 教育委員会2.2%)	国	雇用障害者数	7,436.0人
		実雇用率	2.45%
	都道府県	雇用障害者数	8,474.0人
		実雇用率	2.61%
	市町村	雇用障害者数	26,139.5人
		実雇用率	2.43%
	教育委員会	雇用障害者数	14448.5人
		実雇用率	2.18%

※厚生労働省. 平成 28 年障害者雇用状況の集計結果より抜粋

長野県・白馬村			
民間企業(法定雇用率2.0%)	雇用障害者数		5,804.0人
	実雇用率		2.02%
公的機関 (法定雇用率2.3%、 教育委員会2.2%)	長野県	雇用障害者数	141.0人
		実雇用率	2.57%
	市町村	雇用障害者数	566.5人
		実雇用率	2.13%
	教育委員会	雇用障害者数	256.5人
		実雇用率	2.04%
	白馬村	雇用障害者数	1.0人
		実雇用率	0.84%

※長野労働局. 平成 28 年長野県内の「障害者雇用状況」の集計結果より抜粋